

土壌・地下水に関する環境基準等

	特定有害物質の種類	土壌基準		地下水基準
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	(mg/L)
第一種 特定有害物質	四塩化炭素	0.00 2 以下	-	0.00 2 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.00 4 以下	-	0.00 4 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	-	0.02 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	-	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.00 2 以下	-	0.00 2 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	-	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	-	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	-	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.00 6 以下	-	0.00 6 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	-	0.03 以下
ベンゼン	0.01 以下	-	0.01 以下	
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	15 0 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	25 0 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.000 5 以下	15 以下	0.000 5 以下
	アルキル水銀	検出されないこと		検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	15 0 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	15 0 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	15 0 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,00 0 以下	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,00 0 以下	1 以下
第三種 特定有害物質	シマジン	0.00 3 以下	-	0.00 3 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	-	0.02 以下
	チウラム	0.00 6 以下	-	0.00 6 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	-	検出されないこと